

パブリックコメントや学識経験を有する者、 関係住民より寄せられたご意見に対する検討 主体の考え方

本資料は、パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検証主体の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、検討主体の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

また、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見募集について」において、無効とすることをお知らせしている意見については、検討主体の考え方をお示ししていません。

国土交通省関東地方整備局

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
全般的事項	全－001	ダム事業の検証への取り組み姿勢について ・「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づく検証となっていない。 ・ハツ場ダム事業にゴーサインを与えるための形だけの検証になっている。 ・従来の事業評価の何が問題で、何を目的にして今般の「臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価を実施する」ことになったのかは不明。 ・従来の事業評価の何が問題で、ダム事業の再評価を実施する」ことになったのかは不明。 等	・今回のハツ場ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から関東地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。 ・そこでは「「できるだけダムにたよらない治水」の「できるだけ」は何を意味するのか示すべき。」という御意見に対し、「人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という現状を踏まえ、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行うこととなったと承知しています。ダムをことごとく否定しているのではなく、検証の結果、ダム事業を継続する場合もあり得ると承知しています。また、既設のダムを有効に活用することは重要であると考えています。」との同有識者会議の考え方が示されています。
全般的事項	全－002	検討主体について ・事業主体である国交省が検証すること自体がおかしい。 ・ダム建設に反対する専門家を含めた第三者機関を設置し、検証をやり直すべき。 ・第三者機関を設置し、公開で再検証することを求める。 ・再検証というのは一体誰がやるべきなのか、疑問を持っている人間が居る事実を国にぶつけていただけませんか。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「「検討主体」とは、直轄ダムについては地方整備局等(略)をいう」と規定されており、これに基づきハツ場ダム事業については関東地方整備局が検討主体となって検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。 ・そこでは「検証は、ダム事業者を検討主体とするのではなく、第三者機関で行うべき。」という御意見に対し、「地方整備局等(略)は、ダム事業を自ら実施(「直轄ダム」は国土交通大臣が事業を実施するものであるが、その実務の大部分は地方整備局等が実施)し、検証に係る検討に必要となる情報等を保有しており、検討主体となって、責任を持って検討することが適切であると考えています。なお、検証に係る検討に当たっては、予断を持たずに検討を行うよう、本中間とりまとめでお示しする手順や手法で実施するとともに、情報公開、パブリックコメント、関係住民の意見聴取等を行い、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じることが必要であると考えています。」との同有識者会議の考え方が示されています。
全般的事項	全－003	関係地方公共団体からなる検討の場について ・関係地方公共団体からなる検討の場は、全員推進にかかわる人々であり、効果に疑問のある納税者代表が見当たらない。 ・異論提示者たちを「関係地方公共団体からなる検討の場」に招聘して説明の機会を与えたのか。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。 ・そこでは「「関係地方公共団体からなる検討の場」は、設置すべきではない。」という御意見に対し、「今回の個別ダムの検証に当たっては、治水対策案についてこれまでの河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討すること等が重要であると考えています。このような検討を的確に進めるためには、当該地域の土地利用や住民の安全等について様々な法令等に基づいて行政上の責任を有する関係地方公共団体の長と密接な連携を図ることが重要であり、関係地方公共団体からなる検討の場を設置することが必要であると考えています。」との同有識者会議の考え方が示されています。
全般的事項	全－004	河川法に準じた意見聴取について ・関係住民の意見を聴くなど、入念な手続きを経ずに河川整備計画の内容を決めることは、河川法の規定を逸脱しているのではないか。 ・事業者が河川法の手続によらずに「河川整備計画相当の目標流量」を定めて、ダム事業の必要性を判断することは、河川法に違反する。 ・河川法で定める手続きを踏んで関係住民等の意見を反映させて定めるべき。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)河川法16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。(略)③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。 ・そこでは「検証は検証対象ダム事業の対応方針等について判断するものであり、判断の結果に応じ、計画の変更や廃止等を行う場合には、各法令に基づき意見聴取等の手続きを行う」との同有識者会議の考え方が示されています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
全般的事項	全－005	巨大災害について ・自然が起こす現象はもともと想像を絶するものであり、それを前提に素直にどう適応していくか問われている。 ・「311」で明らかな様に、自然災害は国の想定を大きく超えるもので、ダムで防ぐ事は出来ない。 ・浅間山と草津白根山の噴火に伴う泥流等による影響について検証すべき。 ・ダムが満水の時に、天明3年の噴火と、M9クラスの地震が同時に発生した場合の影響について検証すべき。 ・大地震でダム決壊が発生している。 等	・この「中間とりまとめ」に沿った検証と並行して、本省において、東日本大震災から得られる教訓を踏まえた知見・情報を整理した上で、その資料を有識者会議に対して提供すると聞いています。
全般的事項	全－006	「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」について ・有識者会議はハツ場ダム推進のための形骸化した会議であり、委員の選出が偏重している。 ・不当な理由で非公開とされた審議で決まった見直し方法であり、見直し方法から審議しなおすべき。 等	・「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は一昨年12月に発足し、12回にわたる会議でご議論を積み重ねられ、パブリックコメントにより広く募集した意見を反映され、昨年9月に「中間とりまとめ」をまとめていただきました。この「中間とりまとめ」においては、「「中間とりまとめ」に示した共通的な考え方に従って、個別のダム事業が点検されるとともに、幅広い治水対策案等を立案し評価されるプロセスを経て、予断を持たずに検証が進められ」ることが求められており、「検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣は、「中間とりまとめ」で示す個別ダム検証に当たっての共通的な考え方に沿って検討されたかどうかについて当有識者会議の意見を聴き、当該ダムについて(略)判断する。」こととされています。 ・なお、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の委員は、国土交通大臣が、座長と相談の上、選定したものと承知しています。
全般的事項	全－007	ダム中止を前提とした新たな法制度による生活再建への対応について ・長野原のみなさんが、幸せに暮らせるよう法律をつくってください。 ・ハツ場ダムは中止して、長野原のみなさんがダムを造らなくても幸せに生活していけるように法律を作ってください。 等	・住民の方々の生活再建も含め、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1. 検討経緯	1－0－001	検討経緯について(素案1-1p) ・国交大臣の指示前に「検討の場」を設置しているが、注釈が必要。「9月27日「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に基づき検討の場を設置し、9月28日国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討の指示を受け、10月1日「今後に治水対策のあり方について中間とりまとめ」に基づく検討の場となった。」と欄外に記述を追加すべき。	・御意見の趣旨については、報告書(素案)「1.検討経緯」に記載しています。
1. 1 検証に係る検討手順	1－1－001	検証に係る検討手順について(素案1-3p) ・「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)」に基づき検討であり、検討の前提となる評価軸を明確にしておく必要がある。	・御意見の趣旨については、報告書(素案)「4.2.5評価軸ごとの評価」に記載しています。
1. 2 情報公開	1－2－001	透明性の確保について ・「情報公開」は検証の過程を通して極めて不十分であった。 ・検証結果について「科学性・客観性が欠如したものと言わざるを得ない」として、公開の場で公正な検証を行うことを求める。 ・原子力問題のやらせ等を見ていると今回も同様の事例がないか、詳細な調査を求めます。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)②検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行う(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・報告書(素案)に対する意見聴取としては、パブリックコメントを行うとともに、関係住民の意見聴取や学識経験を有する者から意見聴取を行うなど、幅広く意見を聴いています。 ・なお、ハッ場ダムの検証に係る検討にあたっては、報告書(素案)「1.2.5情報公開」に記述したとおり、検討の場及び幹事会は、原則として報道機関に公開及び傍聴希望者には中継映像により公開するとともに、関係資料、議事録を速やかに公表するよう努めるなど、透明性の確保を図ることを目的として情報公開を行いました。 ・また、ハッ場ダムの検証に係る検討に当たっては、いわゆる「やらせ」のような事例はないものと認識しています。
2. 2 治水と利水の歴史	2－2－001	過去の洪水における草木ダム等の操作について ・一定の安全度の確保という事が前提になっていません。2004年台風23号の雨のときに、下久保ダム及び草木ダム(2004年台風23号 国土交通資料)が台風で大雨なのに以前降った雨水を、下流の住民に黙って大量に放流しています。国交省に聞いたら、下流の堤防は十分安全なので放流したとのことでした。	一般的に、ダムは、あらかじめ定められた操作規則及び施設管理規程に基づき操作を行います。 ・ご指摘のありました2004年台風23号における操作についてダム管理者である水資源機構から下記のとおり聞いています。 「2004年台風23号は10月に発生したもので当該ダムの施設管理規程では非洪水期に該当します。非洪水期は補修工事などを行う場合を除きダムは満水まで水位を上げていますが、台風など洪水のおそれがある場合はあらかじめ水位を下げることもできます。台風23号では、下久保ダム、草木ダム共に放流警報を実施した上で安全を確認しあらかじめ洪水に備える容量を確保するためにダムの水位を下げる操作を行いました。なお、これにより下流河川の被害はありませんでした。」

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 2 治水と利水の 歴史	2－2－002	利根川の治水計画の変遷について ・昭和24年の利根川改修改訂計画における基本高水のピーク流量17,000m3/sは過大である。 ・河川整備基本方針を策定した平成17年度には、十分な検討をせずに基本高水の22,000m3/sを決めた。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されています。ハッ場ダムの検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって基本高水ピーク流量は用いておりません。 ・なお、昭和24年には利根川改修改訂計画が策定され、その内容は、昭和22年9月洪水を基準として基本高水ピーク流量を17,000m3/sとしていました。この17,000m3/sは、昭和22年9月洪水の実績に基づく流量であり、利根川の八斗島上流の3地点の流量を流下時間の時間差を考慮して重ね合わせたもので、上流域で相当量の氾濫が生じていた状態の流量です。 ・その後、利根川の基本高水のピーク流量は、昭和55年度に改定した利根川水系工事実施基本計画においては確率流量(総合確率法)と観測史上最大流量(昭和22年9月洪水)のいずれか大きい方を採用することとし、基準地点八斗島においては、観測史上最大流量(流出計算モデルにより、昭和22年9月洪水(カスリン台風)の実績降雨データを用いて、将来的に堤防等の整備が進んだ状況を想定した上で、洪水調節施設が存在しないと仮定して算出した流量)によって22,000m3/sと決定しました。平成17年度に策定した利根川水系河川整備基本方針においては、既定計画の基本高水のピーク流量について、年最大流量と年最大降雨量の経年変化、流量確率による検証、既往洪水による検証により、既定計画の基本高水のピーク流量は妥当であると判断しました。 ・このたび、利根川においては、ハッ場ダムの検証と並行して、利根川の基本高水の検証を行いました。利根川の基本高水の検証は、国土交通省が自ら行い、その内容は「利根川の基本高水の検証について 平成23年9月 国土交通省」としてとりまとめ、公表しています。また、日本学術会議に学術的な観点からの評価を依頼し、平成23年9月1日に「回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」を頂きました。 ・御意見を踏まえて記述を追加します。
2. 2 治水と利水の 歴史	2－2－003	治水事業の沿革について(素案2-17p) ・(2-17p)原文では、「その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、近年の出水状況から流域の出水特性を検討した結果、昭和55年に全面的に計画を改定した。」と記されているが、従来の計画改定が、実績最大洪水を基にした改定であったが、昭和55年改定は、①治水安全度の低下、②流域(特に氾濫域)の資産・人口の増加、③水資源開発の促進 を主な改定理由として計画が改定さてた将来を見据えた新たな視点での計画改定であった事を明記すべきと考えることから、「その後の利根川流域では、上流域の各支川の災害復旧工事や改修工事により河川が整備され河道の疎通能力が増大し、従来上流で氾濫していた洪水が河道に流入しやすくなった一方、都市化による流域開発は上流の中・小都市まで及び、支川の改修と併せて流出量を増大させる事となり、結果的に治水安全度の低下をきたしている。更に、氾濫域内の人口や資産は飛躍的に増大し、甚大は被害が想定される。また、首都圏の新規水需要は、人口に集中、産業の発展、生活水準の向上等から急増を招き、利根川水系における水資源開発は喫緊の問題となっていた。この様な状況から、利根川水系を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、昭和55年に全面的に計画を改定した。」と修正すべき。	・御意見を踏まえて記述を追加します。
2. 2 治水と利水の 歴史	2－2－004	過去の主な洪水について(素案2-20p) ・(p2-20)この説明・写真の中に戦後一番被害の大きい昭和22年9月洪水(カスリーン台風)と全く同様のコース・規模の台風が到来した場合に、現在の治水状況を踏まえた洪水被害予測をハッ場ダムが完成した場合と、完成しなかった場合とを比較できる写真・図を最低それぞれ1ページ掲載する必要がある。	・「報告書(素案)」において、カスリーン台風時の降雨パターンを対象外力にした場合、17,000m3/s(洪水調節がない場合)に対して100m3/sの洪水調節効果が得られるとの結果を得ています。 ・なお、利根川の治水計画は、カスリーン台風時の降雨パターンだけに限定しているのではなく、吾妻川上流域に集中して降ったパターンも含む多くの実績降雨パターンを考慮して作成されているものです。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 2 治水と利水の 歴史	2-2-005	過去の主な洪水について(素案2-24p) ・過去の主な洪水がいろいろ書かれているが、これらの洪水は利根川下流のもので、平成10年の洪水の写真にしても、どこの場所わからない。	報告書(素案)「2.2.2過去の主な洪水」の写真2-2-15は、埼玉県加須市(旧北川辺町)の写真です。御意見を踏まえて修文します。
2. 2 治水と利水の 歴史	2-2-006	利水事業の沿革について(素案2-27p) ・(2-27p)関東地方の水需要の増大に伴う水資源開発の必要性によるダム等の建設と、統合運用による効率的運用を図っている事を明記すべきである。具体的には、「昭和30年代からの高度経済成長と人口の増加、及び地盤沈下対策の必要性から、利根川水系の水開発は喫緊の問題となり、新たな都市用水を確保することを目的に、矢木沢ダム(昭和42年完成)、下久保ダム(昭和44年完成)が建設された。その後、水資源の河川水への依存の更なる増大に対応するため、上流ダム群(奈良俣ダム、草木ダム)、中流部の渡良瀬遊水池総合開発、下流部の利根川河口堰、湖沼開発として霞ヶ浦開発、及び流況調整河川として北千葉導水路など水系一貫の水資源開発を実施し、水源の確保をしてきた。」を記述すべき。	・御意見の趣旨については、報告書(素案)「2.2.3利水事業の沿革」、及び「2.3.2利水の現状と課題」に記載しています。
2. 2 治水と利水の 歴史	2-2-007	近年の渇水の状況について(素案2-30p) ・30%以上の取水制限の日数、時間等がないので記述・作表すべき。 ・30%取水制限の具体的な影響を示すべき。 ・2-30pは記述のみで写真も何もない。	・御意見を踏まえて修文します。
2. 2 治水と利水の 歴史	2-2-008	河川環境の沿革について(素案2-32p) ・流水の改善を図るため、発電ガイドラインに基づき河川流量の確保を図っていることを記述すべきではないか。	・御意見を踏まえて修文します。
2. 3 利根川の現 状と課題	2-3-001	東日本大震災の被災状況について ・東日本大震災の被害状況を示して欲しい。 等	・東日本大震災の被災状況等については国土交通省東北地方整備局及び関東地方整備局のHPでお知らせしています。 http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/taiheiyuokijishinn/hukyuu/071 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000045914.pdf

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 3 利根川の現 状と課題	2-3-002	災害時等の備えについて ・災害時には国からの水だのご飯を当てにしないで、ある程度はおにぎりでも何でも作ってそういう豪雨があるような時には用意すべきが国民として私たちの努めではないか。	・御意見を踏まえて、報告書(素案)「2.3.1治水上の課題」の(5)減災対策について修文します。
2. 3 利根川の現 状と課題	2-3-003	治水上の課題（減災対策）について(素案2-35p) ・2-20p～2-26pでは写真等を示し具体的に示しているのに対し、このページ(2-35p)は記述のみで写真も何もない。3月11日の震災の具体的被害や、今後想定される直下型地震の被害予測を写真や表で明示しなければ理解が出来ない。写真や表で明示するべきではないか。	・報告書(素案)「2.3利根川の現状と課題」では、利根川の現状と課題にかかる資料等を網羅的に記述すると文章の量が極めて多くなることから、概要を簡潔に記載しています。 ・なお、東日本大震災の被災状況等については国土交通省東北地方整備局および関東地方整備局のHPでお知らせしています。 http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/taiheiyouokijishinn/hukyuu/071 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000045914.pdf
2. 3 利根川の現 状と課題	2-3-004	利水の現状と課題について（素案2-36p） ・利水安全度の確保は河川流量の安定(確保)が前提であり、丁寧に記述すべき。	・御意見を踏まえて修文します。
2. 3 利根川の現 状と課題	2-3-005	河川環境の整備と保全に関する現状と課題(水質)について(素案2-38p) ・(2-38p)利根川河口堰、常陸川水門、江戸川水閘門により、塩分がコントロールされている為、安定的な水利用が可能となっている事を記述すべき。	・報告書(素案)「2.3.2利水の現状と課題」では、施設名を網羅的に記述すると文章の量が極めて多くなることから、概要を簡潔に記載しています。 ・なお、利根川河口堰、常陸川水門、江戸川水閘門は、報告書(素案)「2.3.2利水の現状と課題」の「北千葉導水路等」の「等」に含まれます。
2. 3 利根川の現 状と課題	2-3-006	河川環境の整備と保全に関する現状と課題（河川空間の利用）について(素案2-42p) ・(2-42p)多くの係留がみられる。・・・とあるが、事故・トラブルの事例等写真や統計資料等や統計資料等全く示されていない。写真や表・具体例で明示しなければ理解できない。写真や表で明示するべきではないか。	・報告書(素案)「2.3利根川の現状と課題」では、利根川の現状と課題にかかる資料等を網羅的に記述すると文章の量が極めて多くなることから、概要を簡潔に記載しています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 4 現行の治水 計画	2-4-001	計画高水流量16,500m3/sについて ・利根川の計画高水16,500m3/sは大きすぎる。 ・16,500m3/sに引き上げ、ダム必要性を高めている。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されています。ハッ場ダムの検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって計画高水流量は用いていません。 ・なお、平成17年度に策定した利根川水系河川整備基本方針においては、基本高水のピーク流量を基準地点八斗島において22,000m3/sとし、河道への配分流量(計画高水流量)を16,500m3/sとしています。 ・河川整備基本方針の策定に当たっては、沿川の土地利用の高度化など社会的状況の変化に加え、河床の低下などの河川の状況変化等を踏まえて、河道及び洪水調節施設の検討を行いました。 ・その検討の基本的な考え方として、より早期にかつ確実に水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上を図る観点から、掘削等により河道の流下能力や遊水機能の増大を図ることによりできるだけ河道で対応することとし、さらに既設洪水調節施設の再開発による治水機能の向上など既存施設の徹底的な有効活用を図りながら洪水調節施設を整備することとしました。その結果、堤防の嵩上げや引堤による社会的影響及び大幅な河道掘削による河川環境の改変や将来河道の維持を考慮すると、現在の河道で処理可能な流量は、基準地点八斗島で16,500m3/sであり、これを計画高水流量としました。 ・なお、御意見を踏まえて記述を追加します。
2. 4 現行の治水 計画	2-4-002	利根川における治水事業の進め方について ・上流でのダム整備と堤防整備、どちらが優先すべき治水課題なのか。 ・堤防が直ちに決壊しないように、ハッ場ダムの建設費用を堤防補強に向けるべき。 ・ダム建設に河川予算の大半が注ぎこまれているため、堤防整備などの真の治水対策が遅らされている。 ・水防団員がいくら頑張っても限界がある。堤防強化とともに水位の上昇を防ぐために、できる限りの対応をして欲しい。 ・連続したアースダムである堤防ではなく、ハッ場ダムによる治水方策をとるべき。 等	・利根川は流域面積が大きく支川も多いため防御すべき地域も多いことから、それぞれの地域で特性にあった治水対策を講ずることにより水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが利根川の治水の基本であるとの考え方のもと、これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の安定の状況等を踏まえ、上下流や本支川バランスに配慮しながら河川改修を実施することとしています。 ・今回の検証における複数の治水対策案の検討については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせで検討する。(略)7)堤防のかさ上げ」、「立案した複数の治水対策案について、治水対策案が多い場合には、2～5案程度の治水対策案を抽出する。」、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)4)持続性(略)5)柔軟性(略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響」と規定されています。 ・これらに基づき、ハッ場ダム事業においては、堤防のかさ上げなどを含む26の方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせで20の治水対策案を立案し概略評価を行った上で、「ハッ場ダムを含む治水対策案」と合わせて様々な評価軸で評価しています。 ・なお、「堤防強化対策」については、立案した全ての治水対策案において、首都圏氾濫区域堤防強化対策として行うこととしています。
2. 4 現行の治水 計画	2-4-003	印旛沼を活用した放水路について ・利根川放水路の整備に伴い、印旛沼周辺の環境維持と飲料水への波及が問題である。 等	・印旛沼を活用した放水路の取り扱いについては、ハッ場ダム等の検証結果を踏まえ、あらためて河川整備計画の検討の中で検討してまいりたいと考えています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3. 1 ハッ場ダム の 目的等	3-1-001	現行のハッ場ダム基本計画の信頼性について ・過去に事業費が倍増した経緯への検証が行われていない。 ・洪水期の利水容量が少なく、安定的な水資源開発はできない。 等	・ハッ場ダム建設事業の基本計画については、昭和61年に作成して以来、平成13年、平成16年及び平成20年に変更を行った経緯があります。 ・そのうち、総事業費については、平成16年に行った基本計画の変更の中で、約2,110億円から約4,600億円に増加することとなりましたが、これは補償単価、補償内容が確定したこと等の理由によるものであり、増加の内訳等について平成15年11月に明らかにしています。 ・また、利水計画については、利根川のダム群は、統合管理により複数のダムを効率的に活用し安定的に水資源供給を行うこととなっており、ハッ場ダムの運用についても、統合管理を前提に、所要の目的が達成できるような計画となっています。 ・なお、御意見を踏まえて記述を追加します。
3. 1 ハッ場ダム の 目的等	3-1-002	ハッ場ダム本体の耐震性について ・大地震を考慮した設計が行われていない。 ・絶対壊れないダムはつくれない。 ・ダムへの貯水により大規模地震が誘発されるのではないかな。 等	・一般論として、ダム本体の耐震性の確保については、当該ダムの種類及び地域ごとに定められる設計震度を用いて設計を行った上で、ダム地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して、「地震時に損傷が生じたとしても、ダムの貯水機能が維持されるとともに、生じた損傷が修復可能な範囲にとどまること」についての照査を行い、必要に応じて追加対策を取るという考え方をとっています。 ・ハッ場ダムにおいても考え方は同じで、平成20年度に行った本体設計の際に上記の基準を満足することを確認しています。 ・なお、東日本大震災から得られる教訓を踏まえた知見・情報については、別途、本省において整理すると聞いています。
3. 1 ハッ場ダム の 目的等	3-1-003	ハッ場ダム建設による既設発電所への影響等について ・トータルで見れば減電となり、莫大な補償額が必要となる。 ・東京電力に水利権を払いつづけなければ水が貯まらないダムは、税金のムダ。 等	・ハッ場ダム計画においては、利水放流等の際に従属的にその落差エネルギーを利用する新たな発電事業（群馬県による）が組み入れられている一方で、流況によっては、利水容量の貯留のために、既設の東京電力の発電に関する取水量が一部減少し、それに伴い発生電力量が減少する期間もあり得る計画となっています。 ・これまでに国土交通省が独自に行った概略的な試算によれば、発生電力量については、ダム建設前は5億7700万kwh（東京電力）、ダム建設後は6億200万kwh（東京電力5億6100万kwh、群馬県4100万kwh）になるとの結果を得ています。 ・また、この試算に基づく減電に係る補償に要する費用については、報告書（素案）にて示している残事業費に含まれています。 ・なお、御意見を踏まえて記述を追加します。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3. 1 ハッ場ダム の目的等	3-1-004	ハッ場ダム基本計画における新規発電事業について ・発電目的の検証を行うべき。 ・ハッ場ダムの水力発電は不要である。 ・ハッ場ダムは発電目的を有するので、時節柄継続すべき。 等	・ハッ場ダムには、発電事業が参画していますが、この参画については、群馬県からの申請に基づき行われているものです。 ・この発電は、発電専用の貯水容量を持たず、他の水利使用等の目的で放流する水を利用して行われるいわゆる「従属発電」であり、他の目的が効果を発揮することを前提として事業が成立しているものです。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(発電(他の水利使用に従属するものを除く。))等)については、(略)目的に応じた検討を行う。」と規定されています。ハッ場ダムの発電は、「他の水利使用に従属するもの」に該当することから、これに基づき、ハッ場ダムの従属発電は目的別の検討の対象とせずに検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。 ・そこでは「第8章における発電利水の位置付けを明確にすべき。」という御意見に対し、「発電専用容量を持たない従属発電については、新規利水対策案の評価において、例えば、発電を目的として事業に参画している者への影響の程度について評価することとします。」との同有識者会議の考え方が示されています。 ・この考え方に沿って、ハッ場ダムの従属発電については、新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案の検討の際にそれぞれ評価しています。
3. 1 ハッ場ダム建 設事業の目 的	3-1-005	ハッ場ダムの目的(発電)について(素案3-1p) ・火力発電の主力となっているガスコンバインド発電の何分の1かを記述するべき	・ハッ場ダムの発電計画については、報告書(素案)「3. 1ハッ場ダムの目的等」に記載しています。
3. 2 ハッ場ダム建 設事業の経 緯	3-2-001	基本計画告示、用地補償基準について(素案3-5p) ・記述ミス 表3-2-1 平成61年7月10日 → 昭和61年7月10日 ・表の下 7行目 「ハッ場ダム建設事に係る基本協定」 → 「ハッ場ダム建設事業に係る基本協定」	・御意見を踏まえて修文します。
3. 2 ハッ場ダム建 設事業の経 緯	3-2-002	ハッ場ダムの水質(pH、ヒ素等)について ・ヒ素等が含まれている水を飲みたくない。 ・強酸性の水は飲料に適さない。 ・ダムに溜めたら水質悪化(富栄養化)が進むのではないか。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の(1)～(6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)どのような水質の用水が得られるか(略)6)環境への影響(略)イ)水環境に対してどのような影響があるか」と規定されています。これに基づき、ハッ場ダム事業の検証においては、立案した利水対策案について、水素イオン濃度、CODやヒ素等を含む水質、水環境の観点から評価を行い、ハッ場ダム案については、水素イオン濃度及びCODはダム建設前後の変化が小さいと予測され、ヒ素はダム建設前に比べてダム建設後は低下すると予測しています。 ・なお、上水道取水地点は、吾妻川にはなく、利根川本川にあり、上水道取水地点やその付近の水質観測地点においては、現状においてヒ素等の環境基準を十分に満足しており、飲料水としての利用について何ら支障はありません。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3. 2 ハッ場ダム建設事業の経緯	3-2-003	ハッ場ダム建設に伴うこれまでの環境保全の取り組みについて ・環境アセスメント法施行前に定められて手続きを踏んでいるという説明のみ。 ・保全措置では失ったものは取り返せない。 ・「調査」と「記録保存」では自然と文化の破壊を補えない。 ・観光立国を目指すなら貴重な自然環境は保存に努めるべき。 等	・ハッ場ダム建設事業を進めるにあたり、自然環境に関しては昭和52年以来、水質、地形・地質、植物、動物、自然景観についての現地調査及び文献調査等を実施し、昭和60年12月に「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について(昭和53年7月1日建設事務次官通達)」に基づき環境影響評価の手続を完了しています。 ・事業者としては、これまで環境への配慮が必要な事項については調査及び環境保全対策を実施してきましたが、平成11年に施行された環境影響評価法に基づく評価項目についても、専門家等の指導・助言を得ながら調査及び環境保全対策の検討を続けています。 ・また、ハッ場ダム建設事業においては、事業区域で確認された重要な植物を新しい生息環境が整うまでの間保護する対策や、付替道路等の法面において降雨等による裸地からの濁水を抑制するため緑化する対策、希少猛禽類の生息地周辺の工事では必要に応じて繁殖期の施工を回避する対策や大きな音の出る工事などでは防音対策を行うなど、専門家等の意見を聞きながら環境保全に取り組んでいます。 ・【ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】を別途お示しします。
3. 2 ハッ場ダム建設事業の経緯	3-2-004	吾妻峡の保存について ・関東の耶馬溪と言われ、国の名勝に指定された吾妻峡を破壊してはいけない。 ・山紫水明の吾妻川に愛惜がない。 ・ダム完成後は、岩肌は苔生し樹林が生い茂るのではないか。 ・国の天然記念物である川原湯岩脈を水没されることの記述がない。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)二)景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」と規定されています。これに基づき、ハッ場ダム事業の検証においても、吾妻峡を含む景観、人と自然との豊かな触れ合いへの影響について評価を行っています。 ・なお、ハッ場ダムのダムサイト建設予定地は、計画当初においては、当時の知見から地形及び地質上最も有利な場所として、名勝吾妻峡のほぼ中央部としていましたが、文化庁との協議の結果、文化財保護の観点より、約600m上流地点の現ダムサイト建設予定地に変更しています。 ・これによりダムサイト建設予定地を上流にしたことで小蓬菜や鹿飛橋を含む八丁暗がり等の吾妻峡の象徴的な景観を形成する要素には影響なく、名勝吾妻峡の約3/4の区間は現状のまま、保全されます。 ・吾妻峡の河岸は岩盤が切り立ち、冠水する範囲は崖地であり、現状においても植生は見られません。したがって、ハッ場ダムが建設されたとしても冠水頻度の減少による植生の攪乱の影響は考えにくいですが、ハッ場ダム供用後の流況の変化により植生状況に変化が見られる場合には、下久保ダムなどで効果が確認されているフラッシュ放流などを実施することで、吾妻峡の景観の維持は可能と考えています。 ・「天然記念物川原湯岩脈」の取り扱いについて、文化財保護法に基づき関東地方整備局が文化庁と協議を行った結果、水没する一部の岩脈は、景観資源としての価値を重視した記録保存に努め、水没しない岩脈及び同岩脈の延長については、ダム完成後に可能な限りアクセスの確保と経緯等を記した説明看板の設置等を群馬県教育委員会との協力を図りながら努めることで、文化庁から同意を得ています。
3. 3 ハッ場ダム建設事業の現在の進捗状況	3-3-001	安全管理について ・工事の安全管理のずさんさに関する検証が完全に欠落している。 ・既存のダムの工事で、何人死傷したのか？その原因も列挙すべき。洪水による死傷者数だけを記述することが、一方的であって公正とは言えない。 等	・ハッ場ダム工事事務所において工事の実施にあたっては「ハッ場ダム建設工事安全協議会」などを通じ、請負業者と日頃から工事の実施にあたり安全管理に努めているところです。 ・今後の工事の実施にあたっては、引き続き、一層の安全管理に努めてまいります。
3. 3 ハッ場ダム建設事業の現在の進捗状況	3-3-002	ハッ場ダム建設事業の現在の進捗状況について(素案3-9～10p) ・(3-10p) 余白に計画からの年表を入れ、現在も本体工事がされていないことを明示すべき。	・御意見の趣旨については、報告書(素案)「3.2ハッ場ダム建設事業の経緯」に記載しています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 1 検証対象ダム 事業等の点 検	4-1-001	ハツ場ダムの総事業費、工期、堆砂計画の点検結果について ・総事業費の増大、工期の延長、堆砂計画の点検結果について、根拠、説明が不十分。 ・総事業費の増大、工期の延長を踏まえ、基本計画の見直し手続きを行うべき。 ・総事業費には、減電補償、維持管理費や撤去費用を見込むべき。 ・他の代替案との比較は総事業費で行うべき。 ・これまでも事業費が増え続けてきているので、減電補償や地すべり対策によってもう増えないと言えるのか。 ・ダム計画から栃木県を撤退してもらうべきである。 等	・総事業費、工期の点検にあたっては、平成19年度(基本計画の直近の変更年)以降、現時点までに得られている本体工事の実施設計等の新たな情報も踏まえ、平成22年度以降の残事業費について、以下の考え方の下で、算定しています。 ①実施済額については、契約実績を反映 ②設計数量の精度が向上した項目は、それを反映(地質条件、工法変更に伴うものを含む) ③物価の変動を反映 ・残事業費には、ダム本体工事、ダム建設に伴う移転補償、減電補償、付替道路等の補償工事、調査・設計、人件費等の必要経費を見込んでおり、代替地の整備費用については、分譲収入で賄うこととしており、事業費の中に含めていません。 ・また、堆砂計画の点検に当たっては、これまでの調査結果をもとに最新の堆砂量の推定方法を用いて点検を行っています。 ・【ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討「総事業費及び工期の概要」】、【ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討「堆砂計画」】を別途お示しします。 (参考) ・他の代替案とのコスト面との比較にあたっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って、完成するまでに要する費用、維持管理に要する費用、その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)を算定しており、評価軸ごとの評価において、それぞれ明らかにしています。 ・ハツ場ダムの基本計画の変更等、関係法令に基づく手続きについては、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 ・なお、御意見を踏まえて記述を追加します。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 1 検証対象ダム 事業等の点 検	4-1-002	ハツ場ダム周辺の地盤特性について ・応桑岩屑なだれ堆積物など火山噴火により形成されている地盤であり危険。 ・応桑層は地下水の上昇と下降を繰り返すと、地すべり、深層崩壊、土石流を誘発するはず。 ・防災研が応桑層の上湯原地区で巨大な地すべりがあると指摘しているが、国交省のホームページでは河川の蛇行地形であるという偽りが書かれている。 ・川原畑の国道法面が劣化している。 ・2007年のトンネル掘削工事での落盤死亡事故、昨年の供用開始直後の国道で2度にわたる落石事故、本年の集中豪雨による駅前の大規模な土砂災害が発生するような地盤である。 等	・応桑岩屑流堆積物の分布、性状については、これまでに専門家の助言を得ながら検討を行い、約2.4万年前に浅間火山の前身である黒斑火山の山体崩壊(火山爆発の崩壊)により形成された堆積物で、吾妻川の河岸に段丘面状に砂礫層を覆って分布し、崩壊によってできた礫や砂、粘土などが乱雑に含まれた状態で締固まったものであると認識しています。 ・また、川原湯・上湯原地区にある広い緩斜面は、蛇行した河川の跡である旧河岸段丘面の上に、崖錐堆積物と応桑岩屑流堆積物が覆ってできたもので、ボーリング調査で段丘砂礫とその下の堅硬な岩盤を確認しており、地表にも滑落崖と思われる段差地形などは見られないことから地すべりではないと考えています。 ・今回の検証においては、最新の全国共通の技術指針(「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」平成21年作成)に基づき、レーザープロファイラー等の最新の技術を用いた調査結果を踏まえ、地すべりや応桑岩屑流堆積物を含めた未固結堆積物による斜面の各箇所の対策の必要性、対策案を改めて検討した結果、従前から対策を予定していた地すべり対策予定の3箇所に加え、新たに地すべりや応桑岩屑流堆積物を含めた未固結堆積物による斜面において8箇所に対策が必要となる可能性があることが分かりました。 ・この結果を受けて、地すべり等の対策の追加に伴う工事費の増加分(約110億円)についても、残事業費に反映させた上で、ハツ場ダムを含まない対策案(代替案)とのコスト比較を行っています。 ・また、ダムの建設にあたっては、試験湛水を行うことで湛水に伴う地すべり等に対する安全性を最終的に確認することとされており、ハツ場ダムも同様です。 (参考1 川原畑地区の国道法面について) ・川原畑地区の国道法面については、法面からしみ出す地盤中に含まれる黄鉄鉱と反応した地下水の浸入を要因とし、法枠工内の厚層基材やラス張りの劣化が生じていた箇所があります。 ・それらに対しては、切土やグランドアンカー、ロックボルトにより対策工を実施してきており、これらは点検した総事業費に対策費用が含まれています。 (参考2 国道の落石事故について) ・平成22年9月及び11月川原畑地区の付替道路において、落石が発見されました。斜面の落石防止には、道路管理者とも調整のうえ連携を図り万全を期してまいります。 (参考3 2007年のトンネル落盤事故について) ・平成19年12月に工事中の松谷第二トンネル内において発破の衝撃などで掘削面が崩れ落ちる「肌落ち」という現象が発生しました。今後とも工事中の安全管理には万全を期してまいります。 (参考4 川原湯地区で8月7日に発生した土砂流出について) ・川原湯地区打越代替地は、工事中である流路工の一部が未完成のため、代替地法面の完成までの間は、仮設の排水路により暫定的な排水を行っています。8月7日に発生した豪雨による土砂流出については、仮設排水路の設計基準となる降雨強度を超えると考えられる大雨により、沢筋からの流木や土砂が仮設の排水溝の呑み口に堆積し、雨水が流路工から溢水したため、道路等への土砂流出が発生したもので、代替地の盛土法面が崩壊したものではありません。なお、当時の降雨状況は、近隣の施工業者が設置している雨量計によれば、30分間に64mmの降雨が記録されています。また、対策工として仮設排水管呑み口への流木止めの設置及び非常用雨量センサーの設置を行い、今後の災害防止に努めています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 1 検証対象ダム 事業等の点 検	4-1-003	ハッ場ダムにおける地すべり対策について ・ダム湖周辺部の土砂災害履歴の調査、検証が十分になされていない。 ・ダム湖により、地すべりが誘発され、盛土地は崩壊する。 ・実際に地すべりが生じた場合はどうするのか。 ・国土交通省の調査では、貯水池周辺に地すべりの危険箇所が22箇所あるが、対策が実施されるのは3箇所だけである。 等	 ・ダム事業における地すべり対策は、ダムの建設による湛水の影響を回避する観点から実施します。 ・ハッ場ダムの建設による湛水に伴う地すべり対策については、これまで、地質や地すべりの専門家等の助言を得ながら、貯水池周辺全域を対象に空中写真、地形図、地質図、文献資料等を収集し、それらを基に、地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所について、現地踏査により、詳細な地形状況、岩盤の風化・緩み状況等の確認調査を行いました。このうち湛水による地すべりの可能性が高いと分類した箇所について、詳細踏査、ボーリング調査、動態観測を実施し、地すべり地形の有無、すべり面の有無・深度の確認、地すべり規模の特定を行いました。 ・今回の検証においては、最新の全国共通の技術指針(「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」平成21年作成)に基づき、レーザプロファイラー等の最新の技術を用いた調査結果を踏まえ、各箇所の対策の必要性、対策案を改めて検討した結果、従前から対策を予定していた3箇所に加え、新たに8箇所対策が必要となる可能性があることが分かりました。 ・この結果を受けて、地すべり等の対策の追加に伴う工事費の増加分(約110億円)についても、残事業費に反映させた上で、ハッ場ダムを含まない対策案(代替案)とのコスト比較を行っています。 ・また、ダムの建設にあたっては、試験湛水を行うことで湛水に伴う地すべり等に対する安全性を最終的に確認することとされており、ハッ場ダムも同様です。 ・なお、東日本大震災から得られる教訓を踏まえた知見・情報については、別途、本省において整理すると聞いています。 ・【ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「地すべり等の対策工」】を別途お示しします。 ・なお、御意見を踏まえて記述を追加・修文します。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 1 検証対象ダム 事業等の点 検	4-1-004	ハッ場ダムにおける代替地地区の安全対策について ・代替地について、湛水した場合の安全性の評価がされていない。 ・報告書(素案)に示されている代替地の安全対策工では効果がない。 ・代替地について、大きな地震が発生したら崩壊する。 ・代替地の安定計算において計算ミスが発生している。 ・打越代替地の石垣は、グリーンタフ(変質した凝灰角礫岩)であり崩壊の危険性が疑われる。 ・群馬県への報告(平成22年8月30日)によれば、湛水の影響を無視して、地下水が無いと考えて計算したようだ。 等	 ・ハッ場ダムの代替地地区(宅地及び付替道路等の公共施設から構成)については、「河川砂防技術基準」等の基準に基づき設計してきています。さらに、「法令に沿った適正な代替地を提供する」との基本的な考え方に沿って、平成18年に改正された「宅地造成等規制法」に定められている基準に従い検討を行い、必要に応じて、所要の対策(震度6～7程度の大規模な地震に対し「人命に重大な影響を与えない」対策)を取ることとしています。 ・ハッ場ダムでは、ダムによる湛水の影響も加味した上で法令に沿って検討した結果、5箇所 の代替地地区について、当初設計に加え補強対策の検討が必要でとなる可能性があることが分かりました。 ・この結果を受け、代替地地区の補強工事に伴う工事費の増加分(約40億円)についても、残事業費に反映させた上で、ハッ場ダムを含まない対策案(代替案)とのコスト比較を行っています。 ・なお、東日本大震災から得られる教訓を踏まえた知見・情報については、別途、本省において整理すると聞いています。 ・打越代替地等の法面の石張りは、安定性が確保されている勾配の盛土法面表面に代替地造成工事等で得られた大きめの石材を敷き詰めたもので、小動物の摂食・休憩場所の提供、自然石の風合いを活かした美しい景観の再現等を目的として施工しており、安定した盛土法面を覆うように施工されているため、石張りの風化如何に関わらず、代替地の安定性は確保されていると考えています。 ・【ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「代替地地区の安全対策工」】を別途お示しします。 (参考) ・平成22年8月30日付けで群馬県に報告した「ハッ場ダム建設事業に伴う代替地の安全性について」は、既に造成された宅地の現況の諸条件を前提としているものであり、ハッ場ダムによる湛水は考慮しないものとして安定計算を行ったものですが、安定計算の結果の一部に誤りがあることを確認したため、同年11月2日に記者発表しました。これについては、再発防止に努めているところですが、当該箇所については、平成23年3月までに押さえ盛土による対策を講じました。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 1 検証対象ダム 事業等の点 検	4－1－005	ハツ場ダムの基礎岩盤について ・ダム建設予定地は脆弱な土地 ・今のダムサイトはかつて建設省自らが危険だと認めた場所 ・ダムができて水が貯まらない ・漏水や断層沿いの地すべり発生の危険性も検討していない(ダム建設予定箇所は、2本の断層が存在する。) ・ダムの高さを131mから116mにした理由が不明である。 等	・一般に、ダムの基礎岩盤の性状把握は極めて重要であり、多くの調査結果を基に、ダム本体の安定性、漏水の可能性などを検討した上で、対策を含めて本体及び本体関連施設の設計を行います。 ・ハツ場ダムにおいても、経済性を考慮しつつ、これまでに蓄積してきた地質調査データに基づき、多くの専門家による現地調査を含めた検討を経て、現在の掘削計上や必要となる対策を決めています。 ・昭和44年に文化庁からの要請により、吾妻峡の保全の観点からダムサイトの上流への移設を検討するために行った調査だけでは、ダムサイトとして適当地質であるか否かの結論は出せませんでしたが、その後、ダムの基礎地盤についての強度や遮水性に関する調査を重ねた結果、 ①脆弱な断層破碎帯は認められない。 ②全般的にダムの基礎岩盤として求められる強度を有している。 ③難透水性の岩盤である。 と評価し、ダムの基礎地盤としては支障はないと判断したものです。 ・ダム高さの縮小に関するご意見もありましたが、ダム高とは地中にある部分も含む堤体の高さであり、平成19年度にこれまでに実施した地質調査結果に基づく岩級区分の見直しにおいては、ダムの基礎岩盤までの掘削深さを小さくすることが可能であると確認されたため、ダム天端の標高や貯水容量を変更することなく、ダム高を縮小したものです。
4. 1 検証対象ダム 事業等の点 検	4－1－006	補償等について ・いろいろと国に協力しても、適正な補償額がもらえていない。 ・代替地の値段は高すぎて、土地を持っていた人しか移転できない。何らかの対処をして頂きたい。 ・お年寄りが「安全のため信号を付けて欲しい。」と要望しても弱者の話には耳を傾けず、有力者の言うことを聞いている。 等	・補償価格及び代替地分譲価格については、周辺の取引価格等を考慮して、適正に算定しています。 ・付替道路等の交通安全対策については、関係機関と調整のうえ適切に対応しています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 1 検証対象ダム 事業等の点 検	4-1-007	ダムの事業費に含む内容について ・減電補償費を含めるべき。 ・自然破壊のコストも含めるべき。 ・濁水の長期化現象が発生するなら対策メニューとそれにかかる費用についても示すべき。 ・ハッ場ダムが機能するためには品木ダムが稼働していることが必須の要件であり、品木ダムの維持管理費等も含めるべき。 ・生態系・生物多様性への影響、被害算定が見込まれていない。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ダムの事業費については、本体工事費をはじめ、その他の工事に要する費用、補償関係に要する費用、調査に要する費用など、ダムの目的を達成するために必要な費用を計上しており、それらの中には、減電補償や自然環境保全措置に要する費用も含まれています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。 そこでは「評価軸「コスト」にいう、「完成までに要する費用」として、(略)環境が失われることへの影響等を見込むべき」という御意見に対し、「「完成までに要する費用」には、各方策の特徴、河川や流域の特性に応じ、各方策を実施する上で必要と考えられる費用を検討して見込むものと考えています。例えば、当該方策を実施することによって環境に影響を与えることが明らかであり、その影響を緩和する対策を講じることが適当と考えられるような場合には、その対策に要する費用も見込むものと考えています。 なお、「コスト」という語句は効果や影響を含んで使われるような場合がありますが、今回の検討に当たっては、例えば、(略)「環境が失われることへの影響」については「環境への影響」等の評価軸で評価することができると考えています。」との同有識者会議の考え方が示されています。 ・この考え方に沿って、自然環境保全措置に関する費用を「完成までに要する費用」に見込み、その他の環境への影響については、「環境への影響」の評価軸で評価するという検討を行っています。 ・吾妻川は強酸性のため、かつては「死の川」と呼ばれ、魚類等の水生生物がほとんど生息できず、また、農業、漁業等への支障が出ていました。このため、強酸性の河川水を中和し中和生成物の捕捉を図り、河川環境及び水質を改善することを目的として、品木ダムを建設し、昭和40年に完成したものです。このように、品木ダムは、源泉から継続的に流入する強酸性(pH2～3)の河川水を中和し、酸性河川による酸害を低減し河川環境及び水質を改善するために必要なものであることから、ハッ場ダムの有無にかかわらず、今後とも適切に管理してまいります。
4. 2 洪水調節の 観点からの検討	4-2-001	利根川の基本高水について ・利根川の基本高水22,000m3/sは大きすぎる。 ・計算が不適切である。 ・利根川の基本高水の検証は、国交省の基本高水の正当性を裏付けしたのではない。 ・利根川の基本高水の検証は、最初に結論ありき。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されています。ハッ場ダムの検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって基本高水ピーク流量は用いておりません。 ・なお、利根川においては、ハッ場ダムの検証と並行して、利根川の基本高水の検証を行いました。利根川の基本高水の検証は、国土交通省が自ら行い、その内容は「利根川の基本高水の検証について 平成23年9月 国土交通省」としてとりまとめ、公表しています。また、日本学術会議に学術的な観点からの評価を依頼し、平成23年9月1日に「回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」を頂きました。さらに、平成23年9月5日に社会資本整備審議会河川分科会において、利根川の基本高水の検証結果等について報告し、討議されました。 ・なお、御意見を踏まえて記述を追加します。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 2 洪水調節の 観点からの検討	4-2-002	利根川の基本高水の検証結果の公表について ・昭和22年9月洪水のピーク流量21,100m3/sについて、算定方法が明記されていない。 ・計算条件等について、情報公開が不十分である。 - 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されています。ハッ場ダムの検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって基本高水は用いていません。 ・なお、利根川においては、ハッ場ダムの検証と並行して、利根川の基本高水の検証を行いました。利根川の基本高水の検証は、国土交通省が自ら行い、算定方法を含めてその内容は「利根川の基本高水の検証について 平成23年9月 国土交通省」としてとりまとめ、公表しています。 ・「利根川の基本高水の検証について 平成23年9月 国土交通省」は、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)において出典として明示しています。
4. 2 洪水調節の 観点からの検討	4-2-003	今回の検証の目標とした17,000m3/sについて ・目標流量を17,000m3/sとした考え方がわかりづらい。 ・過大である。 ・最近示した目標である15,000m3/sから引き上げたのは恣意的。 ・最近60年の実績流量から見て、現実性がない過大な大きい流量。 ・具体的な根拠が不明。 ・河川法に基づく手続を経ずに決めている。 ・まだ小さいのではないか。 ・八斗島地点14,000m3/sでも利根川下流部ではかなり河川改修をがんばらなければならない。この状況から、14,000m3/s以上の流量を上流の河道で負担することは相当大変なことである。 - 等	・今回のハッ場ダムの検証においては、河川整備計画相当目標流量を17,000m3/sとしていますが、これは、次のような考え方によるものです。 ①利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、他の直轄河川における水準と比較した場合に、相対的に高い水準を確保することが適切である。 ②その際、河川整備計画が河川整備基本方針に沿った段階的な中期的な計画であることから、その目標流量については20年間から30年間の河川整備の実現可能性等を考慮する。 - この考え方に基づき検討を行った結果、河川整備計画相当の目標流量として、年超過確率1/70～1/80に相当する17,000m3/s(八斗島地点)とすることとしています。 ・利根川・江戸川河川整備計画の作成準備を始めた平成18年当時に示した値に比べて数字が大きくなっているのは恣意的である旨のご意見もありましたが、その後、平成22年度までに多くの直轄河川で河川整備計画が策定されてきており、急流河川等の例外的なものを除けば、河川整備計画の目標流量の規模は年超過確率1/20から1/70の範囲であることを踏まえて、前述の考え方の下で、今回改めて検討を行い、17,000m3/sが妥当であると考えたものです。 ・また、17,000m3/sは河川法の手続を経ずに決定した数字であり河川法逸脱である旨のご意見もありましたが、この流量の値については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。」と規定されており、これに基づき設定したものです。なお、今回の検証のプロセスにおいて、この値を既定の事項として扱っているものではなく、河川法に規定する河川整備計画作成の手続に準じて行っている意見聴取の対象に含まれているものと考えています。 ・なお、御意見を踏まえて修文します。
4. 2 洪水調節の 観点からの検討	4-2-004	河川整備計画レベルを目標とすることについて ・「現行河川整備計画レベルの治水安全度」「河川整備計画に相当する整備内容」を追求すれば、現行の河川整備に関する計画を追認していくことになるのは必然であろう。「政策転換」には結びつかない。 - 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 2 洪水調節の 観点からの検討	4-2-005	「ハツ場ダムを含む案」について ・考え方・根拠が不明。 ・3,000m3/sの内訳が不明。 ・既設ダムの洪水調節ルールの変更等で対応すべき。 ・河川整備計画で何をやろうとしているのか示すべき。しっかりと意思表示をすべき。 等	・「ハツ場ダムを含む案」においては、目標流量17,000m3/sを河道目標流量14,000m3/s程度と、洪水調節量3,000m3/s程度に分担することとしています。これは、①適正な上下流バランス・本支川バランスの確保、②既存ストックの有効活用、③現在実施中の主なプロジェクトの効果発現という3つの観点から検討した結果です。 ①適正な上下流バランス・本支川バランスの確保の観点 ・利根川の下流部では、相対的に流下能力が低く、適正な上下流バランスの確保に向けて河川改修を進めているところだ。 ・一般的に、上流部の河川改修は下流部に新たな負荷を与えることとなります。 ・このため、利根川において、破堤による氾濫の影響が首都圏の中枢部に及ぶ上流区間の安全度の向上と、適正な上下流バランスの確保とを両立させるためには、できるだけ上流部の河道目標流量を大きくせずに安全度を向上させつつ、下流部の整備を進めることが適切であると考えました。 ②既存ストックの有効活用の観点 ・一方、既設ダムや河川空間などの既存ストックを有効に活用するとの観点が重要であるとの考えの下、現在の施設・河川空間の活用により、八斗島上流部の洪水調節量が現実的にどの程度まで可能であるかと検討を行い、17,000m3/sのうち3,000m3/s程度の洪水調節が可能という結果を得ました。 ③現在実施中の主なプロジェクトの効果発現の観点 ・現在実施中の主なプロジェクト(ダムを除く)については、残事業分を完成させることにより所要の効果が得られることを考慮して、継続して実施することが適切であると考えました。 ・なお、御意見を踏まえて記述を追加します。
4. 2 洪水調節の 観点からの検討	4-2-006	ハツ場ダムの洪水調節効果について ・過去に示した数字よりも大きい理由が不明。 ・代替案が高額なものになるように意図的に過大に引き上げられている。 ・カスリーン台風では効果がないことは国も認めている。 ・吾妻川上流域に雨が降らなければハツ場ダムは効果がない。 ・ダムからの不適切な放流による被害も生じる。 ・ハツ場ダムを造ることによって数10センチしか水位が下らない。 ・たとえ10センチの差でも大惨事になるか、ならないか明暗を分ける。 ・ダムは下流にいくほど洪水を減らす効果、つまり川の水位を下げる効果は減少する。 等	・「報告書(素案)」において、ハツ場ダムの洪水調節効果については、100m3/s～1,820m3/sであると示しています。 ・これらの値は、八斗島地点における流量が17,000m3/s(洪水調節等がない場合)となるように、代表的な8洪水における降雨を調節した仮想降雨を外力として、本年9月に日本学術会議の評価を経た流出計算モデルを用いた計算により得たものです。(なお、ハツ場ダムの洪水調節効果について過去に「平均600m3/s」とお示したことがありますが、その計算に当たっては、1/200降雨の外力を与え、従前の流出計算モデルを用いるなど、今回の計算とは、計算目的、条件、手法等が異なるものです) ・この計算に当たっては、利根川上流ダム群再編事業におけるこれまでの調査検討結果を踏まえ、効率的に洪水を調節できるように洪水調節ルール等を従前のものから見直しています。なお、洪水時には操作規則等に則り、適切に洪水調節を実施します。 ・また、カスリーン台風時の降雨パターンを対象外力にした場合には、17,000m3/s(洪水調節がない場合)に対して、ハツ場ダムにより100m3/sの洪水調節効果が得られるとの結果を得ていますが、利根川の治水計画は、カスリーン台風時の降雨パターンだけに限定しているのではなく、吾妻川上流域に集中して降ったパターンも含む多くの実績降雨パターンを考慮して作成されているものです。 ・なお、ハツ場ダムにおける下流部の洪水調節効果については、費用対効果の検討において、一定程度の効果を発揮していることを確認しています。参考として、別途「ハツ場ダム建設事業の費用便益比算定資料」をお示します。
4. 2 洪水調節の 観点からの検討	4-2-007	「ハツ場ダムを含まない対策案」について ・堤防整備を優先すべき。 ・既設の遊水池、既存ダムを有効に活用すべき。 ・「決壊しない堤防」及び「決壊しづらい堤防」の開発を進めるべき。 ・内水氾濫対策を進めるべき。 ・ダムではなく、森林の整備を進めるべき。 ・積算根拠に疑問がある。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・「ハツ場ダムを含まない治水対策案」については、最終的に4案を「ハツ場ダムを含む案」と比較していますが、ここに至るまでに「中間とりまとめ」に示された26の方策を実現性などを考慮して、遊水池、放水路、既設ダムの活用などを組み合わせた20の案を作成し、比較検討の結果として抽出したものです。なお、事業費の算出に当たっては、「国土交通省 土木工事標準積算基準(平成23年)」に基づき、積算を行っています。 ・「決壊しない堤防」及び「決壊しづらい堤防」については、開発を進めることは重要だと考えています。 ・内水対策については、内水被害軽減の観点から排水機場の設置等の推進を図る努力を継続することとしています。 ・「森林の保全」については、流域管理の観点から推進を図る努力を継続するため、全ての治水対策案(ハツ場ダムを含む案及びハツ場ダムを含まない案)に含まれるものとして立案しました。 ・今後の利根川の治水施設の整備に当たっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしています。また、堤防強化を含むメニューを並行して実施することが必要であると考えています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 2 洪水調節の 観点からの検 討	4－2－008	高規格堤防の整備について ・関連するが、スーパー堤防も全く科学的根拠がなく、バブル全盛期の建設省が画策した、政官業癒着の産物であることは素人でも分る。 ・スーパー堤防は「200年に一度の水害」などという荒唐無稽な、抽象的な文言しか説明に出てこない。	・高規格堤防整備事業については、「高規格堤防の見直しに関する検討会」における「高規格堤防整備の抜本の見直しについて」(平成23 年8月11日)を踏まえ、以下のとおり対応すると承知しています。 ○高規格堤防整備事業については、以下のように抜本的に見直す。 ・越水にも耐えられる高規格堤防は、整備区間を「人命を守る」ということを最重視して「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に大幅に絞り込んで整備する。 ・その他の区間については、越水には耐えられないものの浸透・浸食等に対応しうる堤防強化対策を積極的に実施する。
4. 2洪水調 節の観点から の検討	4－2－009	総括整理表（洪水調節）について(素案4-71p) ・この表の記述をみると、ダム案の場合は洪水調節機能を発揮すると断定しており、他の4つの選択肢のような「時がある」という書き方をしていない。この記述は、まるで利根川で発生する洪水はいつもハッ場ダムが建設される予定の吾妻川に降るのであり、吾妻川流域を外れて大雨になることはありえないかのような記述である。① もしそのように考えているならば、その根拠を示されたい。② 逆にそう考えていないのであれば、記述を改めて頂きたい。	・御意見を踏まえて記述を追加します。
4. 2 洪水調節の 観点からの検 討	4－2－010	複数の対策案の比較検討に当たって、残事業費を用いることについて ・コストについて、残事業費でなく、全体事業費で評価すべき。 ・国の財政支出は「これからの対応」で比較すべき。 ・概略事業費は金額だけではなく、補償に関わる人数などの数値も必要ではないか。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。 ・そこでは「ダムの事業費は、残事業費で評価するのは不相当である」との御意見に対し、「今回の検証は厳しい財政事情を背景としていることに鑑み、目標を達成するために、今後どのような治水対策を実施することが妥当かという考え方で検討するものであり、コストの評価に当たり実施中の事業については残事業費を基本とすることが適当である」との同有識者会議の考え方が示されています。また、「完成までに要する費用を評価するためには、ダム案とダム以外の案の事業費の精度を同一にすべき」との御意見に対し、「利用できるデータや参考となる事例が、河川や流域によって異なるため、各治水対策案のコストについての精度を全く同一にすることは困難であり、河川や流域の特性に応じ、検討していくことが重要である」との同有識者会議の考え方が示されています。
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4－3－001	水需要予測について ・現在でも水あまりとなっている。 ・人口が減少し、水の使用量も減と考えられるため、予測が過大。 ・現状でも、充分水源が足りているので新たな水源は必要ない。 ・経済の発展に欠かせない水を安定して供給するため不可欠。 ・用水等全ての計画利水量が極めて過大なものになり水道会計を赤字化し圧迫し地方自治体の財政を破綻に追いやる。 ・給水設備などが過大な設備投資となり、利用者料金の値上げとなる。 ・一日最大配水量が小さな値となっていることから、平成6年の渇水が再来しても全く問題ない。 ・水需要は、利水事業者でなければ算定出来ない問題。 ・利根川の特徴であるが、旺盛な需要に応えるため、全国的には1/10としている利水安全度を、1/5しか確保できていないことも重要な視点。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・本検証の検討主体である関東地方整備局は、ハッ場ダムの利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。 この資料に基づき、関東地方整備局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行いました。 ・この結果、各水道事業者の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところです。 ・なお、地方公共団体は水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計しています。 ・また、水道経営に関するご意見については、お答えする立場にありませんが、ご意見があったことについては、当該利水参画者にお伝えします。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4－3－002	必要な開発量の確認について ・地方自治体の提出資料の形式要件を確認したにすぎず、事業主体からの回答が正しいかについて検証を行っていない。 ・経年の水需要の実績を検証することなく、黙認状態である。 ・各利水参画者が新規利水の施策について予断を排して検討を行った形跡はない。 ・水道事業者の言い分をそのまま記載するのではなく、実績をきちんと載せて科学的に説明すべき。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・本検証の検討主体である関東地方整備局は、ハツ場ダムの利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、関東地方整備局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行いました。 ・この結果、必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところ です。 ・このため、同細目に基づき、利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案しました。 ・なお、ハツ場ダム事業の検証に係る検討は、同細目に基づき、各利水者参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう平成22年11月9日に要請し、同年12月9日までに回答を得ています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 3 新規利水の 観点からの検討	4-3-003	東京都の水需要予測について ・東京都の一日最大配水量は減少してきており、人口も減少するから、予測値が過大。 ・多摩地区の地下水を水源として考えておらず、水源を過小評価。 ・現状でも、充分水源が足りているので新たな水源は必要ない。 ・東京都の水需要予測は、1986～2000年度と10年以上前のデータを使用しており、予測のやり直しもしない。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 東京都水道の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところです。 ・また、地下水に関しては、東京都から以下のとおり聞いています。なお、このことは、平成22年度の水道水源開発施設整備事業の再評価資料にも記載されています。 ①地下水の利用については、東京都土木技術支援・人材育成センターが公表した「平成21年 地盤沈下報告書」によれば、揚水規制の効果による地下水位の上昇がほぼ頭打ちの状況にあることは明らかであり、地域によっては、地盤沈下の進行が予想されるとしている。 ②また、平成18年度に東京都環境局が公表した「東京都の地盤沈下と地下水の現況検証について」によれば、平成11年度の「地下水管理ガイドライン策定調査報告書」において試算した地盤沈下を起こさないために維持することが望ましい地下水位について検証を行った結果として、設定水位を維持しても、地盤沈下が全く起こらないとは言い切れないことが明らかとなっており、今後も揚水規制の継続が必要な状況としている。 ③一方、水質についても、トリクロロエチレン、1,4-ジオキサンなどが検出され、一部の井戸の使用を中止してきた経緯がある。平成21年度末現在では、多摩地区288本の井戸のうち、水質上の問題から9本が休止中である。 このように、地下水は、身近に利用できる水源として可能な限りの活用を図っていく考えではあるが、地盤沈下、水質の両面から、地下水は将来にわたる安定的な水源として位置付けることは困難であり、地下水利用をダム等の事業の代替とすることはできない。 ・なお、東京都は、利根川水系の渇水に対する安全度が他の水系よりも低い計画であること、取水の安定性を欠く水源があること、近年の降雨状況によるダムの供給能力の低下及び今後の気候変動による水資源への影響を踏まえ、首都東京にふさわしい高い利水安全度を目指しており、閣議決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時における安定供給可能量を考慮した水源量を確保することとしています。 ・また、東京都は、平成22年度の再評価において、水道需要予測の基礎となる一日平均使用水量のうち、その大半(約7割)を占める生活用水(一般家庭で使用される水)は長期的に増加を続けており、計画値と実績値の間に大きな乖離が生じていない状況にあることなどから、平成15年12月に実施した水道需要予測は適切であると判断しているところです。
4. 3 新規利水の 観点からの検討	4-3-004	茨城県の水需要予測について ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、大部分の市町村が人口減少に転ずる推計を出しており、これを無視した一日最大の水需要量の計算が不明。 ・県内の給水実績が1995年からほとんど横ばい状態で、この数年は下がっている。茨城県の水あまりは顕著。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・茨城県の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところです。 ・なお、茨城県の「いばらき水のマスタープラン」によれば、利根水系において、つくばエクスプレス沿線沿いの人口の定着化による給水人口の増や茨城県地下水の採取の適正化に関する条例の指定地域であることから地下水から水道用水への転換が見込まれています。 また、一人一日当たりの給水量は、核家族化や高齢化の進行、併用井戸から水道用水への転換による増要因や、トイレ、洗濯機等の節水機器の普及による減要因を考慮して算出していると聞いています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4－3－005	千葉県の水需要予測について ・人口減少、高齢化が進行しているのに平成32年度の水需要量が平成17年度の水需要量に対して大きい。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・千葉県の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところで ・また、千葉県水道の計画年(H37年)における計画給水人口は、平成17年度の国勢調査結果や平成19年度に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計を踏まえ、出生率などを要因としたコーホート要因法などにより推計しています。また、必要量は、水道施設設計指針などに沿って家族人員、水の使い方などの説明変数を用いた水需要構造式により生活用水の原単位を算定するなどして予測していると聞いています。 ・なお、千葉県水道局は、厳しい渇水等があった場合においても、可能な限り水の安定供給を持続するため、閣議決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時における安定供給可能量を適用した水源量で水需給バランスを図ることとし、全国的な水資源開発の整備水準と同様に、10年に1回程度の割合で発生する厳しい渇水時においても給水区域内の生活に支障を生じさせないことを目標としていると聞いています。
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4－3－006	印旛都市広域市町村圏事務組合の水需要予測について ・水あまりの時代に、また地盤沈下はおさまっているというのに、なぜ安全でおいしい地下水を放棄し、表流水をのまなければならないのか。 ・計画給水人口は明らかに過剰。人口が減少、節水機能が進んだ家電製品の普及や高齢化による利用減少が現実的であるにも拘わらず、水需要が過剰に見積もられている。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・印旛都市広域市町村圏事務組合の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところで ・なお、計画給水人口の予測は、平成17年度の国勢調査の結果及び平成19年度の国立社会保障・人口問題研究所の公表値などを用いて各受水団体ごとに人口変動の要因(出生・死亡・転出・転入)を考慮することができるコーホート要因法を用いて推計した行政区域内人口を用い、千葉県が給水する千葉ニュータウンの給水人口の控除や構成団体の開発計画における計画人口を考慮して算定していると聞いています。 ・また、地下水については、印旛都市広域市町村圏事務組合から、以下のとおり聞いています。なお、このことは、平成22年度水道用水供給事業事業評価書にも記載されています。 ①計画給水区域は、千葉県環境保全条例の指定地域(地下水採取を規制する地域)に指定されているため、条例に則り、新たな地下水による水源確保は行わず、また表流水の水源開発が完了するまでの間、構成団体が暫定的に地下水を取水していることを踏まえた水源計画としている。(暫定井戸は廃止し、みなし井(採取規制以前にさく井された井戸で、環境保全条例第42条第1項及び第2項の規定により許可したものとみなされたもの)は各構成団体の計画値を適用している。)

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4－3－007	北千葉広域水道企業団の水需要予測について ・現実の水利用量と意思確認水源量には大きな乖離があるのかきちんと調査すべき。 ・現在地盤沈下および地下水低下等の公害問題も解消している状況である。科学的に解析・検討を行ない、安くて水質的にも優れた地下水を適正に安定的に利用すべき。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・北千葉広域水道企業団の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところです。 ・また、地下水については、北千葉広域水道企業団から、以下のとおり聞いています。なお、このことは、北千葉広域水道企業団が実施した平成22年度ハッ場ダム建設事業再評価書にも記載されています。 ①北千葉水道企業団の構成団体が保有する井戸については、昭和30～40年代にさく井されたものが多く、井戸の老朽化・経年劣化が進むにしがたい、地下水揚水量を維持することは、次第に困難になりつつある。 ②企業団構成団体はすべて「千葉県環境保全条例」に基づき、地下水採取が厳しく規制される区域に指定されている。このため、井戸による揚水は許可を必要としており、揚水量の低下が進み、やがては井戸の使用が困難となった場合において、新たな井戸のさく井及び堀替えによる更新を行うことは、現実的に極めて困難な状況となっている。
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4－3－008	地下水の利用について ・現状程度の地下水依存で地盤沈下等の障害が現れるとは思わない。 ・地下水の水質は河川水より遙かに優れている。 ・地下水も有効に利用し自然環境を破壊することなく生きていきたい。 ・喝水は、地下水を利用していた地域には当てはまらない。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・地下水については、過剰な汲み上げにより激しい地盤沈下を生じた地区があることから、地盤沈下防止等対策要綱や自治体の定める地下水揚水規制に関する条例が存在すること、喝水の生じた年には地盤沈下の拡大がみられること、井戸の老朽化による揚水量の低下や地下水質の汚染などから使用を中止している井戸があること等を踏まえ、将来にわたって安定的な水源として位置づけることの可否を各利水者が判断しているところです。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 3 新規利水の 観点からの検討	4-3-009	節水機器の普及と水需要について ・節水機器の普及で水需要は減るはず。 ・人口の減少、節水機器の普及により水道配水量は減少傾向にある。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・各利水者の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところです。 ・なお、各利水者は、節水機器の普及による節水効果の反映された実績値や節水機器による減少要因を考慮して推計した家庭用原単位を用いて必要量の推計を行っています。
4. 3 新規利水の 観点からの検討	4-3-010	実現性の乏しい利水代替案について ・実現性のない富士川導水や千曲川導水を利水対策案に提示した検討報告書の意義に疑問を感じる。 ・実現性のない対策案を提示したこの検討報告書の意義に疑問を表明せざるを得ない。 ・利水対策案として、例えば節水型洗濯機の購入補助等の仕組みを作れば効果を量的に見込める。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。 (略) 立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」ことと規定されています。 ・これに基づき、ハッ場ダムの検証に係る検討においても、予断無く幅広い方策を組み合わせる利水対策案を立案した上で、それを実現性等の評価軸で評価を行っています。 ・水系間導水は、同細目に利水の代替案の17の方策の1つとして記述されており、本検討にあたっては適用性と代替案の可能性について幅広く検討したものです。 ・なお、富士川から首都圏への導水構想については、昭和30年後半から40年にかけて、建設省計画局(当時)等によって、需要のひっ迫している首都圏へ導水する計画が検討されているという経緯があり、実際に昭和39年第46回国会の建設委員会において富士川導水計画の調査費の予算審議が行われています。 ・また、千曲川から首都圏への導水構想については、昭和20年代から昭和40年代にかけて、需要のひっ迫している首都圏へ導水する計画が検討されているという経緯があり、実際に昭和40年第48回国会の科学技術振興対策特別委員会において千曲川導水計画について議論がされています。 ・節水対策については、水利用を抑制するものであることから重要な方策であり、流域全体で取り組むべき方策であると考えていますが、一方で、当該方策は、最終利用者の意向に依存するものであり、効果を量的に見込むことは困難な方策と考えています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4-3-011	暫定水利権について ・埼玉県は暫定水利権の割合が大きいため、ハツ場ダムは必要。 ・ダム建設により暫定水利権という不安定な状況を一日も早く解消すべき。 ・暫定水利権であってもこれまでに取水に支障を来したことはない。安定水利権として帳簿上認めれば済むことである。 ・水利権を所有する国交省がダム事業を所管していくことが問題。 ・水はみんなのものであり、ゆずりゆずられ使うもの。 等	・利根川水系においては、水需要の急増に水資源開発施設が追いつかないことから、水源確保のために必要な措置を早急に講じることを条件として、やむを得ず、暫定水利権を許可してきたものです。 ・暫定水利権は、既得の安定水利権に影響を与えないよう、河川の流量が少ない時は取水できないのが原則ですが、利根川水系においては、その社会的影響が極めて大きいため、利根川上流ダム群に水源を有する安定水利権者の理解と協力を得て、同ダム群から貯留水を放流することにより、取水停止を回避しているのが現状です。 ・一方、これにより、ダムに水源を有する者は、渇水の危険性が増大することとなることから、暫定水利権を安定水利権に切り替えるには、ダム等の水資源開発施設を完成させるか、他の水利権を転用するなど、別途、水源を確保することが必要であると考えています。
4. 3新規利 水の観点から の検討	4-3-012	東京都水道 給水人口図について(素案4-100p) ・給水人口の図は、直ちに正しくわかりやすい図で、何%程度増加しているのかが分かるように併記する図に差し替えることが必要ではないか。 ・「1日最大給水量(実績)」こそ棒グラフで示し「水源量(完成)」を折れ線で示しその比率を%で示すべきであるのではないか。	・人口のグラフ等については、各利水参画者の規模や項目の意味を踏まえ、できるだけ見やすくなるよう配慮して作成しています。
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4-3-013	複数の利水対策案の立案について（素案4-123p） ・利水上の代替案の比較検討では、ダム案を選択した場合には、その後「堆砂対策・地滑り対策で追加費用が発生するおそれがある」と記述されているが、治水上の代替案の比較ではこの記述がない。	・御意見を踏まえて修文します。
4. 3 新規利水の 観点からの検 討	4-3-014	渇水調整の強化について(素案4-143p) ・30%以上の取水制限の日数、時間等がないので記述、作表すべき。 ・30%取水制限の具体的な影響を示すべき。	・御意見を踏まえて、報告書(素案)「2.2.4過去の主な渇水」に取水制限30%以上の日数及び影響について修文します。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討等	4-4-001	流水の正常な機能の維持の評価について ・発電ガイドラインを適用すればそれだけで本来の吾妻渓谷が復活する。 ・河川環境の改善を図る上で早期建設着手すべき。 ・発電ガイドラインによる放流量は巾があり、発電合意がないことからダム案が有利。 ・流水の正常な機能の維持は必要ない。 等	・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等のために河川の流水が本来有する機能のことを言います。 ・吾妻川には、国指定名勝の吾妻峡があり、特に景観・観光の面で景勝地として親しまれています。吾妻川の代表的な河川景観を有する場所や人と河川の関わりの深い場所において、渇水時でも良好な景観の維持・形成に資するために必要な流量が流れていることは重要なことと考えています。 ・このため、景観・観光の観点から必要な流量を点検した結果、ダムサイト直下地点において2.4m3/sとなりました。 ・また、松谷発電所の水利権更新に伴い、「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について(昭和63年7月14日建設省河政発第63号及び建設省河開発第80号)」(以下「発電ガイドライン」という)に基づき維持流量が放流されるとのご指摘ですが、発電ガイドラインは建設省(現国土交通省)と通商産業省(現経済産業省)との合意によるもので、流下させる維持流量については集水面積100km2当たり概ね0.1m3/s～0.3m3/sの目安が示されています。ただし、その最大値を放流することを発電事業者に義務づけているものではなく、放流量の決定に当たっては発電事業者との合意が必要となります。 ・したがって、松谷発電所の取水地点である長野原堰の維持放流量が目安の最大値(2.1m3/s)であれば、残流域からの流入を加え、ハッ場ダム地点において正常流量である2.4m3/sが確保されると想定されますが、現時点では必ずしも最大値で放流されることが保証されているものではありません。 また、ハッ場ダムによる利水放流を考慮する場合はダム上流からの流入とダム下流への放流はパターンが変わることになるため、流水の正常な機能の維持の観点から検討するに当たってはそのことを踏まえた検討を行う必要があります。 ・これらを踏まえつつ、流水の正常な機能の維持の観点から、目的別の総合評価を行った結果、ハッ場ダムによる利水放流を考慮する場合は最も有利な案はダム案で、ハッ場ダムによる利水放流を考慮しない場合は最も有利な案はガイドライン案となったものです。
4. 5 目的別総合評価	4-5-001	目的別の総合評価の考え方について ・実現性のない対策案を提示しており、検討報告書の意義に疑問。 ・3.11災害を考えれば、ハッ場ダムよりも震災復興が優先されるべき。 ・代替案として、他の再生可能エネルギーの発電の検討をしたのか。 ・事業費だけの検証で是非を決めることはあってはならない。 ・評価軸に重みをつけて評価すべき。(安全度、実現性が重要) ・気候変動の影響を考慮すべき。 ・建設地である地域と住民の長きにわたる歴史、物心両面での負担を「建設の可否」の判断に際しても考慮すべき。 ・流域住民の安全を考慮すべき。水害被害に遭った住民のやり場のない憤り、物心両面での負担の重さに思いをはせることが必要。 ・完成間近なハッ場ダムが有利であり早期着手すべき。 ・中止に伴う費用も加えて考慮すべき。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。 ・また、評価軸「安全度」の「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」の「10年後に確保される安全度」の評価に当たっては、調整に要する期間を考慮しています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 5 目的別総合 評価	4－5－002	環境への影響の評価について ・森林や自然環境を生かした国づくりを行うことが必要。都市のために山や川をつぶすのはやめるべき。 ・環境に最大限の配慮をもって、事業の見直しを行うべきではないか。 ・淀んだダム湖になり、観光にならない。(ダム観光で成功している例はほとんどないと言って過言ではない。) ・川原湯温泉は800年の歴史を誇る文化遺産であり、代替地では再建できない。 ・ダムにより土砂が海まで流出しなくなる。 ・河川環境は、ハツ場ダム地点のみならず下流も含めた流域全体の視点が必要。 ・水質の観点からは、河川の自浄作用は、通常は河床で行われるため、河床掘削案はおそらく河川の自浄能力を下げることになる。 ・環境が全体を覆す話にはならないと思うが、貴重な植物が見つかった場合の対策により当初の予定外に予算が膨らむことが多い。 ・報告書(素案)に基礎的な環境調査についてきちんと書かれていないが、環境についても基本的な調査が重要。 ・江戸川の流量を5,000m3/sとするには、江戸川分派部分の改修にあたっては水閘門や棒だし跡は歴史的・文化的に貴重な土木遺産としての価値が高く、これらの保護、保全が必要。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。 ・土砂流動の変化については、ダム地点での土砂の捕捉や、主要な支川からの供給土砂等も考慮して、八斗島地点から河口まで流出する土砂量がどのように変化するのかというシミュレーションを行い、河口、海岸部や干潟へ流出する土砂量の変化は小さいと予測しています。 ・今後、河床掘削を行う場合は、必要に応じて掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずるとともに歴史的・文化的に貴重な土木遺産については十分配慮してまいります。 ・これまで行ってきた環境調査の結果については、【ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】にお示ししています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 6 検証対象ダムの総合的な評価の結果	4-6-001	ハツ場ダムへの賛否に関するご意見について ・検証は茶番である。 ・地方自治体の首長の意見を取り入れた恣意的な報告書案である。 ・ダムは緊急時には役目を果たさない。中止すべき。 ・治水・利水両面でハツ場ダム案が最も効果的であることが確認されたことから、本体工事に一日も早く着手して頂くことを望む。 ・人口減少社会、財政悪化のおりに必要のない事業などをしている余裕はない。 ・総合的な評価の結果については、幹事会等資料、会議が公開され、十分な情報公開の元に検討された内容であり、評価結果は客観的にみて適正なものとする。 ・ハツ場ダムの進捗状況を鑑みれば、発電機能をも有する多目的なダム建設を中止することは、将来に禍根を残す。 ・検証主体は、説明責任を果たすべき。そうでなければ、地元にも下流の人にとっても、将来に禍根を残すことになるのではないか。 ・今回の検証結果は、群馬県の県当局にとっては歓迎できる方向だと思う。検証結果に異を唱える方がいるが、水没地域にとっては不幸なこと。異を唱える方々の意見を報告書にどう反映するかが重要。 ・ハツ場ダム建設が公にされてから来年で60年。これほどの長期間、関係住民を翻弄していいのか。問題の早期決着を望む。 ・成田では空港整備の過程で、「空港づくりは地域づくり」「地域づくりは空港づくり」という「共生の理念」が創造された。ハツ場ダム建設計画地周辺ではすでに代替地に移転し、新生活をスタートさせている多くの住民がいるを見た。国には地元住民の声を反映しながら、「ダムを建設して終わり」ではなく、将来の地域づくりに協力する姿勢をあらためて打ち出すべきではあるまいか。 ・河川事業では、必要性和合理性については、現在知りうる最大限の知識で判断している。今回で言えば、学術会議の評価のようなもの。また、公平性と透明性については、技術指針が定められており、それに合っているかで判断できる。河川行政の裁量権は、治水や利水の安全度を与えることに過ぎない。 ・マニフェストどおり中止していただきたい。 ・マニフェストは検討不十分だ。 ・農業発展、身の回りの河川を維持するためには、やっぱり水量が必要。 ・水量水源を確保して、冬季も必要な水量を流して欲しい、豊かな水辺を確保して欲しい。 等	・今回のハツ場ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から関東地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・今後、検討主体である関東地方整備局として対応方針(案)を本省に報告した上で、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
5. 1 洪水調節に関する便益の検討	5-1-001	洪水調節に関する便益の算定について ・複数箇所を同時破堤させるのはおかしい。 ・被害軽減額が実際の被害額と乖離している。 ・費用対効果を計算する場合、残事業費をコストとしているが不当である。 ・地すべり／岩盤崩落／環境破壊という負の便益も算入すべき。 ・会計検査院から指摘を受けた事項への対応はできているのか。 ・便益の算定に使用した根拠の説明が不十分。 等	・ハッ場ダムに係る費用対効果分析において、洪水調節については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月 国土交通省河川局)」に基づき、最新のデータを用いて算定を行っています。 ・想定破堤地点を限定しない点については、治水経済調査マニュアル(案)において、「各氾濫ブロック毎に破堤地点を設定して氾濫計算を行い、その便益の総和と費用の総和を比較することにより、費用対効果分析を行うこととしたのは、以下の理由による。 ①実際の治水事業は各氾濫ブロック毎に基本高水流量に対応できるような治水施設の整備を行っており、費用と便益の整合がとれるよう上述の算定方法によることが適当であること。 ②各氾濫ブロックでは氾濫が同時生起することはなく、各氾濫ブロック毎の便益の単純な総和ではなく、重み付け等を行うべきとの意見があるが、自然現象を相手にしていることから破堤の確率を特定することは困難であること(なお、この点については、今後さらに検討する必要がある。)」と記載されており、これに基づき検討を行っています。 ・また、実際の被害額と想定被害額の関係については、前者は洪水の特性、洪水時の堤防等の施設状況、水防活動の状況等の多くの要因が複雑に関連した結果として生じたものである一方、後者は計算上それらの要因をすべて緻密に反映することは不可能であることから一定の想定の上に算出することとしているものであり、性格の異なる両者を単純に比較できるものではないと考えています。 ・さらに、ダム建設が及ぼす影響の費用対効果への反映については、これらの影響を回避するための対策に要する費用を総事業費や維持管理費に含むことにより、費用対効果における「費用」に反映するとの考え方をとっています。 ・なお、平成22年10月28日に会計検査院からダム建設事業における費用対効果の算定方法について意見が表示された事項については、その指摘を踏まえ、昨年国土交通本省から地方整備局等に対して、 ①事業評価時点より前に計上したダム建設事業費等を現在価値化すること ②代替法を用いた不特定容量の便益の計上方法を明確化したこと ③費用及び便益の算定方法等が適切であるかを確認するための方法を定めたこと との主旨の通知がなされており、今回のハッ場ダムの検証においてもこの通知に沿って算定しています。 ・「ハッ場ダム建設事業の費用便益比算定資料」を別途お示しします。
5. 2 流水の正常な機能の維持に関する便益の検討	5-2-001	流水の正常な機能の維持に関する便益の算定について ・アンケートの内容と調査方法を教えて欲しい。 ・抵抗回答、無効回答について支払い意思額を0として評価せずに、有効回答のみを分析しており過大評価。 ・環境へのダメージを評価していないのはおかしい。 ・発電ガイドライン放流でただで流量が増加するため、調査自体が無意味。 等	・ハッ場ダム事業の検証に係る検討は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って、進めています。 ・流水の正常な機能の維持に関する便益の算出に際しては、「河川に係る環境整備の経済評価の手引き(平成22年3月 国土交通省河川局河川環境課)」等に基づきCVMによる調査を行い、流量確保の便益を算出しました。 ・なお、本調査は吾妻峡における流量の増加に対する支払意思額を求めるものであり、流量確保の手法を問うものではありません。 ・【ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「費用便益比算定資料」】を別途お示しします。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
6. 関係者の意見等 全般的な事項	6-0-001	パブリックコメント、関係住民への意見聴取の進め方について ・報告書(素案)が大量で、内容が専門的すぎる。 ・パブリックコメントや意見聴取の手法が適切ではない。 ・情報公開が不十分なまま進められている。 ・パブリックコメント、関係住民意見を募る期間をもっと長くすべき。 ・関係住民からの意見聴取が、1都5県の住民に限られているのは不十分。 ・東京、栃木、茨城にも会場を設けて、より参加しやすくするべきだったと思う。 ・情報公開の最低水準のものでしかない。 ・2回目のパブリックコメントをお願いします。 ・定められた手順に則り、的確に実施されている。 ・細部にわたり良く検討されている。 等	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)河川法16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。(略)③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。そこでは「「関係住民」は、どのような者を想定しているのか示すべき。」という御意見に対し、「「関係住民」は、河川法第16条の2(河川整備計画)の第4項で規定する「関係住民」を想定しています。「関係住民」とは、河川整備計画が対象とする河川と関係のある地域の住民であり、計画の内容によって様々ですが、基本的には、洪水の氾濫想定地域や流域の住民が想定されると承知しています。」との同有識者会議の考え方が示されています。 ・この考え方に沿って、関係住民への意見聴取は、洪水の氾濫想定地域や流域である1都5県の住民から意見を聴いています。 ・関係住民の意見聴取については、応募の案内を関東地方整備局ホームページに掲載するとともに、報道機関に記者発表を行い、「意見聴取の場」を休日を含む3日間、4会場で開催し、1都5県に在住の方で発表を希望された51名の方からご意見をお聴きしています。 ・パブリックコメントについては、意見募集期間を平成23年10月6日から11月4日(30日間)とし、意見募集の案内をホームページに掲載するとともに、報道機関に記者発表を行っています。なお、本パブリックコメントは行政手続法に基づくものではありませんが、行政手続法第三十九条に基づき実施する意見公募については、原則として30日以上意見提出期間を定めることとされています。 ・なお、パブリックコメントの意見提出様式や、関係住民の意見聴取の応募用紙については、報告書(素案)等の閲覧場所において入手出来るようにしました。 ・報告書(素案)については、関東地方整備局ホームページに掲載するとともに、関東地方整備局本局および利根川水系に関係する出先事務所(7事務所)にて閲覧を実施しました。 ・また、報告書(素案)については、できるだけ多くの方から意見が頂けるよう「報告書(素案)概要版」及び「報告書(素案)骨子」を作成し、ホームページに掲載しています。
6. 関係者の意見等 全般的な事項	6-0-002	個人情報の取り扱いについて ・万一個人名や意見表明の内容が漏れることは、個人の社会的地位の喪失の危険すらある。 ・意見発表はすべて公開公表して下さい。名をふせての発表は無責任です。 等	・個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関個人情報保護法)」に則り、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)に対する意見聴取の統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定できないように加工して使用します。

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
6. 関係者の意見等 全般的な事項	6-0-003	ハツ場ダム建設に批判的な立場の方の意見について ・異なる意見や見解にも十分耳を傾けて公正な議論が可能な場での再検証を求める。 ・ダムに頼らない治水を主張されている有識者も入れた公正な検証をすべきだ。 ・ダム建設に疑問をもつ人達をふくめて、検証作業をやり直すべきである。 等	・意見番号「6-0-001」に対する回答をご参照ください。
6. 1 関係地方公共団体からなる検討の場	6-1-001	「関係地方公共団体からなる検討の場」構成員に対する意見について ・栃木県知事はカスリーン台風で352名の尊い人命を失っていると意見を述べたが、被害が出た地域はハツ場ダムが計画されている吾妻川とは関係がない。「この台風被害では」との表現でごまかしている、ハツ場ダム見直しの場で述べれば、当然この被害はハツ場ダムで防げるとの誤解を呼ぶ。	・「関係地方公共団体からなる検討の場」構成員の発言については、検討主体としてコメントする立場にございません。
6. 2 パブリックコメント	6-2-001	パブリックコメント、関係住民等の意見の公表形式について ・意見聴取の結果は、①寄せられた個別意見そのものと ②同趣旨を集約した意見とすべき。 ・地域の声を検証にどう反映させるかが重要。特に関係住民の声をどう反映させるかが大きな柱となるのではないかな。 等	・パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見につきましては、個人情報保護をさせていただいたうえで、関東地方整備局のホームページに掲載いたします。 ・また、パブリックコメント、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を踏まえ、それらの意見に対する検討主体の考え方をできるだけ体系的にわかりやすく説明する観点から、「パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」を公表しています。 ・なお、「パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」については、ご意見をいただいた方一人一人に対して個別に回答する形式ではなく、論点を整理した上で、それらの論点に関する考え方を示す形式をとらせていただいています。
報告書(素案)の内容以外に関する御意見	—	今後の公共事業に関するご意見について ・計画の始めに様々な意見を取り入れ、行うことを義務づけて頂きたい。 ・処理に困惑している大量のガレキと放射能で汚染された表土をはがして密閉して積み上げ避難台地を各所に造るべきです。(一石二鳥)	・検討主体としては、コメントする立場にございません。